

## 第5章 歴史文化遺産の調査と保存・活用及び推進体制づくり

### ～3つの方針に基づく事業～

第4章で示した歴史文化遺産の保存・活用に関する3つの方針とそれを支える柱に基づき、歴史文化遺産を把握するための調査事項、歴史文化遺産の保存・活用、及び調査と保存・活用全般の推進体制づくりについて、それぞれ実施すべき事業を設定する。

事業の設定にあたっては、主体、時期について方向づけを行うとともに、費用が必要なものについては、想定する財源を明らかにする。

#### ■事業の主体

事業の主体は、いずれの場合も津和野町であるが、その中には津和野町が直営又は専門業者等への委託により事業を実施するほかに、住民（民間事業者を含む）や地域（自治会をはじめとした地域活動団体、各種団体等）の活動を支援（助成金、技術・情報や物品の提供など）したり、住民・地域に委託したりする場合がある。後二者については、実際に事業を実施するのは、事業の実際的な担い手となる住民、民間事業者、地域の団体等であり、住民・地域が事業主体である津和野町に無償の協力（情報提供、地域への周知、事業のサポートなど）を行うことも想定される。多くの事業においては、津和野町と住民・地域との間における情報の共有化、相互の理解、協力・連携が不可欠となる。

#### ■実施の時期・期間

時期・期間については、計画期間（10か年）を3つに区分し、前期（最初の4か年）、中期（次の3か年）、後期（最後の3か年）とする。

前期においては、本計画のもとに、これまでの事業を継続・拡充させたり、優先度の高い実現可能な新たな事業に着手したりする。

中期においては、前期の事業で継続・拡充するものに加え、新たな事業の着手・実施を行う。

本計画に重点プロジェクト（第6章を参照されたい）として位置づけた各種の事業については、一部を除き前期又は中期に着手・実施する。

後期においては、前・中期では実施が難しい事業及び時期的に後期に実施すべき事業について実施を目指すとともに、必要に応じて前・中期の見直しを通じて事業の継続・拡充を行う。

その他、現段階では事業の実施を明確に示すことができないが、事業の調整・方針決定等の時期、可能性のある（想定）実施時期及び積み残した事業への対応について、計画期間の該当する時期に示す。

今後、各事業の実施に向けては、住民・地域活動団体、学識経験者等の意見を把握するとともに、住民等の理解・協力、主体的な参加や協働により歴史文化遺産を保存・活用するための支援の方法に関して、より詳細な内容や時期（実施年度）を明らかにする。

#### ■財源

財源については、国・県との協議及び庁内における調整のもとに確保に努める。財源には、国（文化庁のほか他省庁及びそれらの関係機関も含む：国庫補助金、地方創生推進交付金等）、県（県費補助金）及び町財源のほかに、民間資金（助成団体の助成金など）も対象となる可能性があるため、常に最新の情報を収集し、効果的な財源確保を行う必要がある。ただし、厳しい財政状況のもと、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の調整などが生じることを認識しておく必要もあり、地方自治法に規定されている「最少の経費で最大の効果をあげる」という理念に即して、事業の実施を目指すこととする。

## 第1節 「方針Ⅰ：歴史文化遺産の（再）発見・調査と価値の共有」に関する事業 ～歴史文化遺産を把握するための調査に関する事項～

本節では、第4章第2節に示した歴史文化遺産の保存・活用に関わる3つの方針のうち、「Ⅰ：歴史文化遺産の（再）発見・調査と価値の共有」に関する各々の柱ごとに、歴史文化遺産の調査やその活用に関わる事業を設定する。

特に本節において記述するのは、前期において着手・実施を目指すべき事業（継続・拡充事業を含む）の具体的な内容であり、中期・後期において着手・実施を目指すべき事業については、前期における事業の進捗及び財政の状況などを考慮し、それらの実施に努めることとする。

### 1 「住民等の協力・参加による歴史文化遺産の（再）発見」に関する事業

住民や関係団体などの協力と参加のもとに、歴史文化遺産総合的把握調査などの計画的かつ継続的な実施に努めるとともに、住民等からの歴史文化遺産に関する情報を受け付けたり、相談に対応したりする窓口を充実させる。

#### <事業>

#### ①歴史文化遺産総合的把握調査の計画的かつ継続的な実施

- ・歴史文化遺産総合的把握調査に協力・参加する地元調査員を確保・養成する。
- ・歴史文化遺産の把握や歴史文化遺産への関心・意識の醸成のため、目的やテーマ等を明確にし、公民館や地域レベル（旧津和野地域、旧日原地域）、全町レベルでのワークショップ等を開催する。
- ・特に各地区において古老への聞き取り調査を早期に実施する。

#### ②歴史文化遺産に関する情報受付・相談窓口の充実

- ・住民等から歴史文化遺産の（再）発見や毀損・滅失などの情報、及び歴史文化遺産の保存・活用に関する意見（アイデア）を得るとともに、歴史文化遺産の保存・活用に関する相談に対応するため、各文化財担当のスキルアップや連携の強化など、受付・相談窓口を充実させる。

### 2 「専門的な調査・研究の推進」に関する事業

学識経験者や専門家などと連携しつつ、調査・研究の目的を明確にし、歴史文化遺産の保存修理に伴う調査、発掘調査、歴史資料調査などを計画的に進める。

#### <事業>

#### ① 建造物の保存修理に伴う調査

- ・指定等文化財（建造物）の確実な保存に向け、民間所有の建造物に関しては所有者の同意を得て、建物のき損状況等に応じて、計画的に調査を行い保存修理する。
- ・本計画期間においては、伝統的建造物群保存地区（国選定）特定物件等、永明寺（県有形文化財）、鷲原八幡宮（国重文）、旧堀氏庭園（国名勝）、郷土館（国登録有形文化財）、津和野町役場（旧鹿足郡役所）（国登録有形文化財）などを調査し保存修理する。

#### ②近代和風建築等総合調査

- ・関係権利者の理解と協力、及び学識経験者や建築士等の協力・参加のもとに、未指定等文化財を含め近代和風建築等の総合調査を行う。

### ③堀家文書調査

- ・堀家文書の調査を計画的に進めつつ、その成果をもとに報告書の作成などを行う。
- ・堀家文書調査に関連して、天領地域である日原や他の銅山師に係る史料調査を進める。
- ・調査の結果を踏まえ、明らかになった価値を確実に保護していく。

### ④町内の美術工芸品・古文書等の調査

- ・これまでの調査の成果を踏まえ、所有者や専門家などの協力のもとに、町内の美術工芸品・古文書・近代資料等の所在の把握や内容の調査・研究を計画的に進める。
- ・特に津和野藩政史を明らかにする武家史料・町人家（商家）史料の調査を充実させる。

### ⑤その他指定・登録文化財の調査

- ・建造物の保存修理の候補以外の指定・登録文化財については、災害等による毀損が生じた場合や追加で解明する事象が生じた場合などにおいて、必要な調査を適切に行う。

### ⑥発掘調査の実施

- ・町内遺跡発掘調査、開発事業等に伴う発掘調査への対応を図り、記録、遺物の保存・保管、考察などを行う。
- ・史跡や名勝、埋蔵文化財の地下遺構の把握や整備に伴う発掘調査を実施する。

### ⑦未指定文化財の調査

- ・建造物や古文書（堀家文書ほか）などの未指定文化財について、さらなる価値を明らかにする必要性が生じた場合には、本格的な調査に着手する。
- ・銅山跡や製鉄遺跡（たたら跡、関係する古文書、その他）などについて、調査体制や優先度を考慮しつつ、計画的に調査を行う。

### ⑧西周顕彰事業

- ・津和野町出身の幕末から明治にかけての哲学者・教育家などである西周を顕彰するため、著作を整理・編集し全集を刊行する。また、西周賞の募集を行い、講演会等を開催する。

### ⑨大学等の専門機関との連携・調査協力

- ・町内の歴史文化遺産が専門研究に活用・価値付けされるよう専門機関等と連携し、調査協力を行う。
- ・津和野が行う調査において、大学等の専門機関や学識経験者の協力が得られるよう連携体制を充実させる。

### ⑩歴史文化遺産の記録保存、資料等の調査・収集と整理・活用

- ・紙漉かみすきなど津和野町でわずかに継承されている技術のみならず、行われなくなった技術・生業も含め、民俗文化財などの記録保存や使用された道具等の調査と収集・整理及びそれらの公開・活用に努める。

## 3 「歴史文化遺産に関わる資料・情報の提供・発信及び啓発」に関する事業

教育委員会において歴史文化遺産の調査に関する資料・情報を一元的に把握・管理（データベース化）するとともに、個人情報保護などにも留意しつつ、多様な方法で適切な情報の提供・発信及び歴史文化遺産に関する啓発を進める。

### <事業>

#### ① 歴史文化遺産の調査の整理・記録（地区情報を含む）及びデータベース化

- ・歴史文化遺産総合的把握調査や専門的な調査などを整理・記録するとともに、分類や位置情報などを考慮し、データベース化する。

②冊子・パンフレット、津和野文化ポータル等での情報提供

- ・歴史文化遺産への理解を高めたり、地域活性化の資源として利用したりするため、目的や対象者を考慮しつつ、個別の歴史文化遺産、特定範囲の複数の歴史文化遺産、全町的に存在する歴史文化遺産などについて、冊子・パンフレット、津和野文化ポータル※（津和野町教育委員会）等により情報を提供する。

③広報などでの情報提供・啓発

- ・歴史文化遺産への理解や関心を高めるため、広報紙などへの定期的・シリーズ的な内容の掲載など、歴史文化遺産に関する情報提供や啓発を行う。

④津和野町郷土館などにおける企画展の開催

- ・津和野町郷土館や旧畑迫病院などにおいて、計画的に歴史文化遺産に関係する企画展を開催する。

⑤定期的又は不定期の「つわの文化財だより」（仮称）などの発行・発信

- ・広報紙での掲載と調整しつつ、歴史文化遺産に関する定期的又は不定期の「つわの文化財だより」（仮称）などの発行に向けて準備を進める。
- ・「つわの文化財だより」（仮称）などが作成できた場合は、津和野文化ポータル等へ掲載するとともに、SNSの活用を進める。

⑥歴史文化遺産に関わる講座・講演会などの開催

- ・広く歴史文化遺産全般の分野にかかわる講座・講演会などを開催する。
- ・歴史文化に関係する団体や自治会等による学習会や講演会などの開催、又は津和野町との共同開催を促進する。

※津和野文化ポータル（URL <http://tsuwano-bunka.net/>）

津和野町教育委員会が開設しているホームページで、津和野町の歴史文化遺産、ミュージアム、人物の紹介、及び津和野町へのアクセスに関する情報提供を行っている。

方針Ⅰに基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期												
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度		中期 令和7年度～9年度(2027)		後期 令和10年度～12年度(2030)								
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024									
1 住民等の協力・参加による歴史文化遺産の(再)発見	I-1-① 歴史文化遺産総合的把握調査の計画的かつ継続的な実施	◎	○	◎	町													
	I-1-② 歴史文化遺産に関する情報受付・相談窓口の充実	○	○	◎	—													情報受付窓口の態勢確保(充実)
																		地元調査員の確保・養成、ワークショップ等の開催
																		情報受付窓口の充実 ・文化財の(再)発見 ・毀損や滅失の情報など

※住民:民間事業者を含む 地域:自治会・町内会、津和野町観光協会、NPO法人、その他各種団体

※実線:着手・実施を目指す時期(継続・拡充を含む)、(適宜、対応できるように)態勢の確保

破線:事業の実施に関する調整・方針決定等の時期、可能性のある実施時期、積み残した事業への対応

※★番号:関係する重点プロジェクトの番号(第6章を参照されたい)

※予定する財源:国…国庫補助金・交付金等 県…県費補助金 町…町財源 その他…民間資金(助成団体等)

図5-1「方針Ⅰ 歴史文化遺産の(再)発見・調査と価値の共有」に関する事業、実施主体、財源、実施時期 (1/2)

方針 I に 基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期														
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度			中期 令和7年度～ 9年度(2027)	後期 令和10年度～ 12年度(2030)										
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024											
2 専門的な 調査・研究の推進	I-2-① 建造物の保存修理 に伴う調査	○ 関係権 利者	○	◎	国 町														伝統的建造物群保存地区、指定・登録文化財	
	I-2-② 近代和風建築等総合調査	○ 関係権 利者	○	◎	国 町															
	I-2-③ 堀家文書調査★5	○	○	◎	国 町	調査	調査 報告書 編集	報告書 刊行											追加調査に適宜対応	
	I-2-④ 町内の美術工芸品・ 古文書等の調査	○ 関係権 利者	○	◎	町															
	I-2-⑤ その他指定・登録文 化財の調査	○ 関係権 利者	○	◎	町															調査の必要性が生じた場合に適宜対応
	I-2-⑥ 発掘調査の実施	○ 関係権 利者等	○	◎	国 県 町															遺跡発掘調査、開発事業等に伴う発掘調査への対応
	I-2-⑦ 未指定文化財の調 査 ★5	○ 関係権 利者	○	◎	町															調査の必要性が生じた場合に適宜対応
	I-2-⑧ 西周顕彰事業		○	◎	町 そ 他				刊行 予定											情報発信、活用
	I-2-⑨ 大学等の専門機関 との連携・調査協力			◎	—															
	I-2-⑩ 歴史文化遺産の記 録保存、資料等の 調査・収集と整理・ 活用	○ 関係権 利者	○	◎	町															
3 歴史文化 遺産に関 わる資 料・情報 の提供・ 発信及び 啓発	I-3-① 歴史文化遺産調査 の整理・記録(地区 情報を含む)及びデ ータベース化	○ 調査員		◎	町															
	I-3-② 冊子・パンフレット、 ホームページ等 での情報提供	○ 活用	○ 普及 活用	◎	町				既存のパンフ、 HP等の活用						作成方針、作成・活用				活用・更新	
	I-3-③ 広報などでの情報 提供・啓発	○ 活用	○ 普及	◎	—															
	I-3-④ 津和野町郷土館な どにおける企画展 の開催	○ 見学	○ 普及	◎	町															津和野町郷土館、旧畑迫病院など
	I-3-⑤ 定期的又は不定期 の「つわの文化財だ より」(仮称)などの 発行・発信	○ 活用	○ 普及	◎	町															発行の検討⇒作成・発行 津和野文化ポータルへのアップ SNSの活用
	I-3-⑥ 歴史文化遺産に関 わる講座・講演会な どの開催	○ 参加	(◎) (共同 開催)	◎	国 町															

図 5-1 「方針 I 歴史文化遺産の(再)発見・調査と価値の共有」に関する事業、実施主体、財源、実施時期

## 第2節 「方針Ⅱ：歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開」に関する事業 ～歴史文化遺産の保存・活用に関する措置～

本節では、第4章第2節に示した歴史文化遺産の保存・活用に関わる3つの方針のうち、「Ⅱ：歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開」に関する各々の柱ごとに、歴史文化遺産の保存・活用に関わる事業を設定する。

特に本節において記述するのは、前期において着手・実施を目指すべき事業（継続・拡充事業を含む）の具体的な内容である。なお、重点プロジェクト（第6章を参照されたい）のうち、「4 高津川の文化的景観保存・活用プロジェクト」に関する事業については、関係する益田市、吉賀町との間の調整・連携が必要なことから、中期からの着手を目指す。

中期・後期において着手・実施を目指すべき事業については、前期における事業の進捗及び財政の状況などを考慮し、それらの実施に努めることとする。

### 1 「住民等が歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実」に関する事業

様々な機会を通じて意識啓発などに取り組むとともに、子どもたちを含め、だれもが地域の歴史文化を学び、体験する機会を確保し、充実させる。

#### <事業>

#### ①藩校養老館の住民等による利活用の促進

- ・藩校養老館の北棟に関しては、歴史文化遺産や観光資源としての活用に加え、文化事業・集会などの場としての活用を促進する。
- ・南棟（元槍術教場）に関しても、歴史文化遺産や観光資源としての活用に加え、床（三和土）等の保護に留意しつつ、元槍術教場の空間を生かした催しなどを開催する。
- ・藩校養老館の教育をテーマに体験プログラムを提供する。…リビングヒストリー（生きた歴史体験プログラム）促進事業（文化庁）



藩校養老館（県史跡）

#### ②津和野町郷土館の整備・充実

- ・藩校養老館との役割分担と連携により、相乗効果が発揮できるよう公開・展示を充実させる。
- ・津和野町郷土館の旧館（登録有形文化財）及び新館の修理と併せて、展示施設等の整備、津和野町文化財調査研究室（仮称）や埋蔵文化財センター（仮称）の設置に努める。

#### ③文化施設等の活用

- ・郷土館、藩校養老館、森鷗外記念館、日原歴史民俗資料館、旧堀氏庭園（旧畑迫病院）、日本遺産センターなどについて、企画展などの開催を含め、有効に活用する。

#### ④歴史文化遺産を学び・体験する機会の確保・充実

- ・公民館などにおいて、「地域学」や有形・無形の歴史文化遺産を学び体験する機会を確保し、充実させる。
- ・津和野町観光協会やその他団体における有形・無形の歴史文化遺産を学び体験する機会の確保・充実の業務を支援する。

### ⑤学校教育における歴史文化遺産に関する学習機会の充実

- ・教科書に添った地域教材を学ぶ機会、地域の歴史文化遺産（民俗芸能など）を体験する機会、歴史文化遺産や歴史に詳しい住民等の話を聞く機会などを確保し、充実させる。
- ・授業、総合学習、学校給食等で地域の食材、食文化を学べるような機会を充実させる。
- ・こどもガイド（仮）の養成を目指すなど、学校での学習の成果を披露する機会を設ける。

### ⑥社会教育における歴史文化遺産に関する学習機会の充実

- ・町民センターや公民館、森鷗外記念館、安野光雅美術館などにおいて、住民又は町内外の人を対象とした歴史文化遺産などに関する学習機会を充実させる。

### ⑦外国人を含めた来訪者に配慮した学び・体験の機会の確保・充実

- ・外国人を含めた来訪者を主対象として関係機関との連携のもとに、津和野町の有形・無形の歴史文化遺産を生かした学び・体験の機会を確保し充実させる。

### ⑧歴史文化遺産に関する情報の提供・発信

- ・多様な手段・情報媒体を活用しつつ、個々の歴史文化遺産、関連する歴史文化遺産、各地域又は全町としての歴史文化遺産に関する情報を提供・発信する。
- ・観光・交流、まちづくり、防犯・防災などと併せて歴史文化遺産に関する情報を提供する。
- ・歴史文化遺産に関わる情報を提供・発信する際に、対象者（住民、来訪者、外国人など）を考慮して内容などを工夫する。

※「歴史文化遺産に関わる資料・情報の提供・発信及び啓発」に関する事業（再掲）

## 2 「個々の歴史文化遺産の保存・活用」に関する事業

住民・地域活動団体等との連携のもとに、個々の指定等文化財を確実に保存し適切に活用するとともに、未指定等文化財の保存・活用にも努める。

### <事業>

#### ①保存活用計画等の策定

- ・文化庁の指針に則り、史跡等（史跡名勝天然記念物を指す。以下同様）に関する保存活用計画を策定するほか、保存や整備などに向けた計画の策定や調査を行う。
- ・計画策定中：山陰道（整備基本計画：令和3年度策定）
- ・計画策定候補：青野山、その他の指定文化財・登録有形文化財など
- ・調査候補：文化的景観（対象の調査・保存計画）

#### ②重要伝統的建造物群保存地区の建造物の修理・修景、防災対策及び活用

- ・民間の所有物件については、関係権利者の理解や同意のもとに、伝統的建造物群保存地区の建造物の修理・修景、防災対策を計画的に進めるとともに、有効に活用する。
- ・修理等の候補：津和野カトリック教会、旧鹿足郡役所、多胡家表門、その他の特定物件（伝統的建造物、環境物件）

※防災対策については『3 「歴史文化遺産の危機管理と防犯・防災」に関する事業』を参照



亀井家墓所（国史跡）



永明寺（県有形文化財）



藩校養老館の御書物蔵（県史跡）

### ③旧堀氏庭園（土蔵群、楽山荘）の保存修理と活用

- ・旧堀氏庭園の土蔵群、楽山荘については毀損箇所があり、老朽化も進んでいるため、現状を調査し適切な保存修理を行い、有効に活用する。

### ④笹ヶ谷鉱山跡等の保存・活用

- ・笹ヶ谷鉱山跡や日原銅山跡などの鉱山跡及び関連遺跡の把握とともに、保存・活用について調査・研究し、安全確保を前提に段階的な公開・活用などに努める。

### ⑤津和野城跡の整備・活用

- ・津和野城跡の石垣の保存修理、登城路・出丸の整備、及びサイン等を設置する。
- ・馬場先櫓、物見櫓を維持管理し、活用する。
- ・既存施設の活用を含め、津和野城跡に関する展示、解説、情報提供等を行うガイド機能を整備する。
- ・地域活動団体等と連携し、津和野城跡の活用を進める。



津和野城跡から見た旧城下町と青野山

### ⑥城下町遺跡の保存・活用

- ・旧城下町に関わる水路等の保存・活用を進めるとともに、地下遺構の保存及びそれらの記録の保存に努める。
- ・各種開発に伴う発掘調査及び文献・資料の調査などを持続的にを行い、城下町に関する資料を蓄積するとともに、調査・研究の成果を公開・活用する。

### ⑦山陰道の整備・活用

- ・野坂峠越については、遺構の保存と周辺景観の保全にも十分配慮しつつ土砂崩落部分の復旧工事を行うなど、安全に通行可能な街道として整備する。
- ・徳城峠越については、遺構の保存と周辺景観の保全にも十分配慮しつつ街道両端に当たる橋の修理を行うなど、安全に通行可能な街道として整備する。
- ・来訪者のアクセスの向上のため、野坂峠越、徳城峠越のいずれにおいてもサイン・駐車場等を整備する。
- ・未指定区間を含めた山陰道の調査に努め、明らかになった価値については確実な保護をしていく。
- ・史跡指定地の土地の公有化を優先順位のもとに行うとともに、追加指定した場合には、原則、その土地を公有化することとする。
- ・山陰道の経路にあたる町内の地域間及び広域的な連携に努め、山陰道を有効に活用する。

### ⑧津和野廿日市街道、津和野奥筋往還など歴史的な道の保存・活用

- ・町内外の関係する地域との連携のもとに、津和野廿日市街道や津和野奥筋往還などの歴史的な道を保存・活用する。

### ⑨鷲原八幡宮の保存修理と活用

- ・国の重要文化財である鷲原八幡宮を保存修理し、活用する。

### ⑩亀井家墓所・永明寺の保存修理と活用

- ・老朽化が進み、毀損箇所が多数ある永明寺の本堂・庫裏を保存修理し、活用する。
- ・保存活用計画（令和2年度）を踏まえ、史跡津和野藩主亀井家墓所（乙雄山墓所の門・土塀など）を保存修理し、活用する。

### ⑪青野山の調査・整備・活用

- ・登山道及び案内板・説明板等のサインを設置・充実させる。

- ・風穴等の天然記念物を調査・整備・活用する。
- ・名勝に関わる歴史資料等を調査・活用する。

#### ⑫登録有形文化財等の保存修理と活用

- ・伝統的建造物群保存地区及びその他の登録有形文化財及び登録記念物の保存修理を行う場合には、民間の所有物件であることも十分考慮し、関係権利者の理解や同意のもとに、建物の老朽化等の状況に応じて計画的に事業を実施する。
- ・登録有形文化財及び登録記念物（名勝地関係）保持者の会の活動支援やそれとの連携のもとに、登録有形文化財及び登録記念物（名勝地関係）の活用を行う。

#### ⑬指定文化財等の維持管理と保存修理（町又は所有者）及び活用

- ・民間所有の指定文化財（竹原家住宅など）・登録有形文化財・登録記念物（名勝地関係：亀井氏庭園など）の適切な維持管理と保存に必要な修理及び活用を支援する。
- ・町所有の指定・登録有形文化財（森鷗外旧宅、藩校養老館、多胡家表門、旧鹿足郡役所、津和野町郷土館など、その他公有化された歴史文化遺産を含む）を適切に維持管理し、保存に必要な修理及び活用を行う。
- ・文化財建造物の屋根葺替（茅葺、檜皮葺、柿葺）等における維持管理の適切なサイクルを確立する。
- ・説明板の設置・更新や境界標の設置など保存施設の整備・充実を計画的に実施する。

#### ⑭民俗芸能の継承及び公開

- ・民俗芸能の実施主体である各保存団体の活動への支援・補助を行う。
- ・民俗芸能が公開される機会の確保に努める。

#### ⑮文化的景観（高津川）の調査及び保存への対応

- ・益田市、吉賀町と連携しつつ、高津川を対象とした文化的景観の調査及び保存に向け、価値の明確化などを行う。

#### ⑯歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応

- ・津和野弥栄神社の鷺舞のユネスコ無形文化遺産「風流踊」への追加登録に向けた活動を支援する。
- ・旧堀氏庭園については、保存管理計画に示された旧川園・中堀家などの名勝追加指定に向けて対応するとともに、それらの整備・活用に努める。
- ・堀家文書の調査を進め、明らかになった価値は確実な保護をしていく。
- ・県指定有形文化財である永明寺について、さらに調査を実施し、明らかとなった価値を確実に保護していく。
- ・津和野町津和野伝統的建造物群保存地区において、カトリック教会や大型の商家建築について個別に調査を実施し、明らかとなった価値を確実に保護していく。
- ・津和野廿日市街道、奥筋往還などの歴史の道の調査を進め、価値が明らかとなった場合には確実な保護を行うとともに、それらを整備・活用する。
- ・乙女峠及びマリア聖堂については、明治の初めに津和野で殉教した37人の「福者」の認定が行われる予定であり、聖地化が見込まれることから、所有者の理解のもとで、歴史文化遺産としての調査を行い、明らかとなった価値については確実に保護するとともに、周遊ルート等の環境整備を進め、活用する。
- ・町内の美術工芸品・古文書等を把握し、優先順位を設定して専門的な調査を進め、明らかとなった価値を確実に保護していく。（フランキ砲など）
- ・把握のできた町内の美術工芸品・古文書等については、所有者の保存・活用への理解のもとに公開・展示の機会を設け、津和野ゆかりの先人の顕彰を進める。

- ・未指定である無形文化財（茶道、謡曲など）の調査及び明らかとなった価値の確実な保護に努める。
- ・日本遺産の構成文化財について調査を行い、明らかとなった価値については確実に保護するとともに、公開・活用する。
- ・日本遺産の構成文化財以外で景観を構成している樹木、石垣などの構造物を調査し、歴史文化遺産として保存する。
- ・天然記念物（青野山関連の地倉沼、日本最古の岩石など）の調査協力を行い、明らかとなった価値については確実に保護するとともに、公開・活用する。
- ・高津川については文化的景観の調査及び選定に向け、価値の明確化などを行う（再掲：前記を参照）。また、文化的景観の保存と併せて、眺望点（視点場）の確保、体験ルートの設定など文化的景観を活用する。
- ・製鉄遺跡（たたら跡、関係する古文書など）の調査を行いつつ、たたら跡を見学したり、製鉄の歴史文化を学んだりする機会を確保する。
- ・食文化や着物・衣装の文化など、地域で継承されてきた暮らしの文化を把握・活用する。
- ・その他の歴史文化遺産についても、住民・地域活動団体等と連携し、調査の候補をリストアップし、優先順位を設定して調査を行い、価値などが明らかになったものについては、確実に保護していく。



高津川と日原の町並み

#### ⑰歴史文化遺産（追加指定等された場合を含む）の公有化への対応

- ・歴史文化遺産の保存上、指定地・建築物等の公有化が必要な場合は、財政部局との調整のもとに、関係権利者の理解と同意を得て計画的に土地・建築物等を公有化する。
- ・津和野にゆかりのある美術工芸品・古文書等については収集及び公有化に努め、将来的な公開・活用に向けて資料を充実させる。

#### ⑱保存（収蔵）施設の整備

- ・収蔵点数が増加する埋蔵文化財・民俗資料・歴史資料など、文化施設が所有する資料群を系統的・一元的に保管・活用するため、新たな施設整備について調査・研究を進める。

### 3 「歴史文化遺産の危機管理と防犯・防災」に関する事業

所有者、周辺住民等へ歴史文化遺産の防犯・防災などに関する意識啓発を行うとともに、関係機関（警察、消防）や庁内関係部署との連携のもとに、歴史文化遺産の危機管理や防犯・防災に関する事業を充実させる。

また、所有者や地域に対しては、歴史文化遺産の日常の管理方法や防犯・防災対策の現状、災害時の歴史文化遺産の避難方法、教育委員会などの関係機関との連絡方法などについて確認を行い、防犯・防災体制の強化を支援する。

さらに、歴史文化遺産の中には地域で起こった災害などを伝えるものや伝承も多数あり、そのような遺産を通じて歴史に学び防災意識を向上させるとともに、地域における防災活動を促進する。

## <事業>

### ①歴史文化遺産の危機管理（防犯・防災、毀損・滅失対策など）のマニュアル等の作成

- ・重要伝統的建造物群保存地区や個々の歴史文化遺産を災害などから守るため、ハザードマップの活用、防犯・防災（火災、地震、その他）、老朽化や毀損・滅失対策などのマニュアル等を作成する。
- ・防災・防犯や毀損の観点を取り入れ、住民の参画のもとに歴史文化遺産や町並みの見回り・点検を行う。
- ・これまでの災害履歴などを記録し、教訓を生かして防災・減災及び防犯などにつなげるアーカイブ（記録の保存・活用、未来への伝達）を整備する。

### ②重要伝統的建造物群保存地区における防災対策

- ・重要伝統的建造物群保存地区において、防災機器や備品、非常食を備蓄するとともに、地域における会議・集会及び観光客への情報提供や交流・休憩の場となる防災等の拠点の整備を、既存建物の保存・活用などに併せて実施する。
- ・重要伝統的建造物群保存地区の防災計画（平成30年3月策定）を踏まえ、関係機関（消防等）及び住民・地域活動団体等との連携のもとに防災対策を進める。

### ③歴史文化遺産の危機管理に関する情報の提供

- ・歴史文化遺産のパンフレット・資料に危機管理の情報を掲載（前記の防犯・防災、毀損・滅失対策など）する。
- ・広報、ホームページ等で歴史文化遺産の危機管理に関する情報提供を行う。
- ・歴史文化遺産の危機管理に関する勉強会、講演会などを開催する。

### ④歴史文化遺産の防災訓練の実施

- ・文化財防火デー（1月26日）を活用するなどして、定期的に歴史文化遺産の防災訓練を実践的に行う。

### ⑤歴史文化遺産を通じた災害や防災を学ぶ機会の確保

- ・これまでの津和野町又は近隣や類似地域の災害の記念碑（歴史文化遺産）を通じて、災害や防災の歴史を学ぶ機会を確保する。
- ・歴史から危険箇所、避難、連絡などに学び、地域防災の強化に役立てる。

### ⑥歴史文化遺産の危機管理の体制づくり

- ・歴史文化遺産の所有者や住民と協力・連携し、地区レベル（集落、重要伝統的建造物群保存地区など）で歴史文化遺産の点検、連絡、情報共有などの危機管理の体制を確立する。その際、はじめにモデル地区にて危機管理の体制づくりを行い、他地区へと波及させる。
- ・歴史文化遺産の毀損や滅失の危機などに関する連絡、相談、助言、情報共有など臨機応変の対応ができるよう文化財行政における危機管理体制を充実・強化する。

## 4 「歴史文化遺産をつなぎ生かす（関連文化財群、日本遺産）」に関する事業

津和野町観光協会などとの連携のもとに、歴文構想から継承した関連文化財群に関する事業を実施する。

また、ワークショップなどで出された住民の意見、歴史文化遺産の（再）発見を踏まえ、例えば神楽や神社の行事、各地のため池の歴史と環境など、新たな関連文化財群の設定と関係する地域における歴史文化遺産の保存・活用の活動促進に努める。

<事業>

①歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保

- ・歴文構想から継承した関連文化財群の中から、モデル的な周遊コースを取り上げ、体験機会を継続的に確保するとともに、体験機会の内容などをブラッシュアップする。また、そのために必要な周遊ルートの整備を行う。その中では、サイクリングによる周遊を促進（ルートなどの情報提供）するとともに、環境整備（ブルーラインや案内サインなど）に向け、国・県と協議する。

<モデル的な周遊コースの例>

- \* 重要伝統的建造物群保存地区（カトリック教会）～乙女峠～津和野藩主亀井家墓所～永明寺～弥栄神社～太鼓谷稲荷神社 … 城下町の信仰を訪ねて
- \* 重要伝統的建造物群保存地区（殿町）～外堀跡～高崎亀井家屋敷跡～山陰道（野坂峠越） … 城下町の旧街道を歩く
- \* 日原歴史民俗資料館～春日神社～水津家～丸立寺～藤井家～日原銅山跡 … 天領日原を歩く
- ・モデル的な周遊コースにおける成果・経験を生かし、段階的に他の関連文化財群における周遊コースの設定などを行う。
- ・本計画期間中に周遊コースの設定などができなかった関連文化財群については、本計画の見直しに際し、事業の実施に関わる課題などを明らかにして次の計画期間につなぐ。

※関連文化財群ごとに、関係する事業を再整理すると表5-1のようになる。

表5-1 関連文化財群の事業

(1/2)

関連文化財群（テーマ）	事業
1 街道・舟運の文化と遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○保存活用計画等の策定：山陰道整備基本計画</li> <li>○山陰道の整備・活用</li> <li>○津和野廿日市街道、津和野奥筋往還など歴史的な道の保存・管理</li> <li>○文化的景観（高津川）の調査及び保存への対応</li> <li>○歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携の機会の確保</li> </ul>
2 山間に息づく農村文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○民俗芸能の継承及び公開</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：食文化など暮らしの文化を把握・活用</li> </ul>
3 中世・近世の山城群	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○津和野城跡の整備・活用</li> <li>○観光拠点づくり事業：VRの活用など</li> </ul>
4 天領と鉱山と産業文化遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○笹ヶ谷鉱山跡の保存・活用</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：製鉄遺跡の調査・保護</li> </ul>
5 堀氏の鉱山経営と地域文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○堀家文書調査</li> <li>○旧堀氏庭園（土蔵群、楽山荘）の保存修理と活用</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：保存管理計画に示された追加指定など</li> </ul>
6 森林文化と信仰	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○保存活用計画等の策定：青野山</li> <li>○青野山の調査・整備・活用</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：青野山関連の地倉沼の調査・保護など</li> </ul>

関連文化財群（テーマ）	事業
7 藩校養老館と多彩な 人材の輩出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○藩校養老館の住民等による活用の促進</li> <li>○津和野町郷土館の整備・充実</li> <li>○文化施設等の活用：森鷗外記念館など</li> </ul>
8 城下町の史跡と文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○重要伝統的建造物群保存地区の建造物の保存修理、防災対策及び活用</li> <li>○城下町遺跡の保存・活用</li> <li>○鷲原八幡宮の保存修理と活用</li> <li>○亀井家墓所・永明寺の保存修理と活用</li> <li>○民俗芸能の継承及び公開</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：乙女峠マリア聖堂の調査・保護など</li> </ul>
9 建造物が語る歴史と 文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○近代和風建築等総合調査</li> <li>○旧堀氏庭園（土蔵群、楽山荘）の保存修理と活用</li> <li>○鷲原八幡宮の保存修理と活用</li> <li>○登録有形文化財等の保存修理と活用</li> </ul>
10 連綿と続く津和野の 歴史と文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴文構想から継承した関連文化財群の体験機会の確保</li> <li>○発掘調査の実施</li> <li>※前記1～9及び先史・古代などの歴史文化遺産を組み合わせる。</li> </ul>

## ②日本遺産の活用

- ・日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」において、ソフト（受け入れ態勢や体験機会、食文化の活用など）・ハード（サインの整備など）の両面から周遊ネットワークを充実・強化する。
- ・日本遺産の構成文化財については、関連するものを含め、公開・活用に努め、調査を行い価値が明らかとなった場合については確実に保護する。

## ③新たな関連文化財群の設定

- ・歴文構想に位置づけた関連文化財群のテーマ・ストーリー以外に、新たにテーマ・ストーリーが見い出せる場合には関連文化財群を設定し、体験機会などの確保に努める。

## 5 「文化の薫り高い地域づくり（歴史文化保存活用区域）」に関する事業

住民・地域活動団体等との連携のもとに、歴文構想から継承した歴史文化保存活用区域に関する事業を実施する。

また、歴史文化保存活用区域の設定がされていない地域においては、住民の意見を踏まえ、新たな歴史文化保存活用区域の設定と歴史文化遺産を生かしたまちづくりを促進する。

### <事業>

#### ①歴文構想から継承した歴史文化保存活用区域における事業の展開

- ・住民・地域活動団体等の文化の薫り高い地域づくり（歴史文化保存活用区域）に関する啓発、機運を醸成する。
- ・文化の薫り高い地域づくり（歴史文化保存活用区域）に関する活動を促進（支援）する。



津和野弥栄神社の鷲舞（国重要無形民俗文化財）

※歴史文化保存活用区域ごとに、関係する事業を再整理すると表5-2のようになる。

表5-2 歴史文化保存活用区域の事業

歴史文化保存活用区域 (テーマ)	事業	共通事業
A 津和野城、旧城下町とその町並み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要伝統的建造物群保存地区の建造物の保存修理、防災対策及び活用</li> <li>○津和野城跡の整備・活用</li> <li>○城下町遺跡の保存・活用</li> <li>○鷲原八幡宮の保存修理と活用</li> <li>○亀井家墓所・永明寺の保存修理と活用</li> <li>○民俗芸能の継承及び公開</li> <li>○観光拠点づくり事業</li> </ul> <p>※『津和野町歴史的風致維持向上計画』の事業と整合させ、連携して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携の機会の確保</li> <li>○歴史文化遺産を生かした観光・交流やまちづくりの促進(支援)</li> <li>○津和野町景観計画(景観法)を活用した景観づくり</li> <li>○歴史文化保存活用区域における事業の展開</li> </ul>
B 旧堀氏庭園と関連遺産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堀家文書調査</li> <li>○旧堀氏庭園(土蔵群、楽山荘)の保存修理と活用</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：保存管理計画に示された追加指定など</li> <li>○観光拠点づくり事業</li> </ul>	
C 天領の繁栄と歴史を伝える鉱山遺跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堀家文書調査</li> <li>○笹ヶ谷鉱山跡の保存・活用</li> </ul>	
D 吉見氏の入部と津和野の思想の発祥の地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定文化財等の維持管理と保存修理及び活用：岡熊臣旧宅、木藪遺跡、竹原家住宅</li> <li>○民俗芸能の継承及び公開</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：御嶽城跡の調査・保護など</li> </ul>	
E 青野山一帯の自然と農と暮らしの文化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保存活用計画等の策定：青野山</li> <li>○青野山の調査・整備・活用</li> <li>○歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応：青野山関連の地倉沼の調査・保護など</li> </ul>	
F 高津川の恵みと文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民俗芸能の継承及び公開</li> <li>○文化的景観(高津川)の調査及び保存への対応</li> <li>○歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携の機会の確保</li> </ul>	

## ②新たな歴史文化保存活用区域の設定

- ・歴文構想から継承した歴史文化保存活用区域以外に歴史文化遺産が集積し、住民等が参加してその活用が可能な場合には、新たな区域を設定し、具体的な活動を促進する。

## ③津和野町景観計画（景観法）を活用した景観づくり

- ・それぞれの歴史文化保存活用区域の有り様や特色を感じ取ることができるようにするために、津和野町景観計画（景観法）の周知と運用を通じて、基本として、景観の保全・形成を促進する。

## ④観光拠点づくり事業

- ・津和野城跡において、往時の姿をVR（仮想現実）によって再現し、場所の魅力や拠点性を高めるとともに、その活用を促進する。
- ・城下町と天領（畑迫、日原）であった地域とをつなぎ、ともに生かせるようにするために、それぞれの歴史や歴史文化遺産、その他観光資源に関する情報の提供などを行う。

## ⑤歴史文化遺産を生かした観光・交流やまちづくりの促進（支援）

- ・「個々の歴史文化遺産の保存・活用」を、観光・交流やまちづくりに展開する。
- ・「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」を、観光・交流やまちづくりに展開する。

## ⑥歴史文化遺産を通じた地域間の情報交換や連携の機会の確保

- ・岡山県津山市、大分県中津市と蘭学・洋学史を通じた連携を進める。
- ・益田市、吉賀町と高津川の文化的景観を通じた連携を進める。
- ・山陰道の保存・活用を広域的に行うため、益田市や山口市などとの連携を進める。
- ・吉賀町、広島県廿日市市などと津和野廿日市街道を通じた連携を進める。
- ・鳥取県鹿野町と津和野藩主亀井家や藩祖茲矩を通じた連携を進める。
- ・歴史文化遺産を生かした観光振興の観点から、山口県萩市などとの連携を進める。
- ・歴史文化遺産の保存・活用の事業に関わる住民や地域活動団体等が、情報交換や連携する場・機会を設ける。

方針Ⅱに 基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期					
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度		中期 令和7年度～ 9年度(2027)	後期 令和10年度～ 12年度(2030)		
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024		
1 住民等が 歴史文化 遺産を学 び・体験す る機会 の確保・充 実	Ⅱ-1-① 藩校養老館の住 民等による利 用の促進 ★2	○ 活用	○ 活用	◎	国 町	リビングヒストリー事業					
	Ⅱ-1-② 津和野町郷土館 の整備・充実 ★2	○ 活用	○ 情報 発信	◎	国 町	藩校養老館との連携による活用 耐震診断 基本設計 ・旧館 ・新館 旧館・新館の修 理⇒文化財調 査研究室、埋蔵 文化財センター (仮称)の整備					
	Ⅱ-1-③ 文化施設等の活 用	○ 活用	○ 活用	◎	町	郷土館、藩校養老館、森鷗外記念館、日原歴史民俗資料館、 日本遺産センターなどの活用(企画展、行事など)					
	Ⅱ-1-④ 歴史文化遺産を学 び・体験する機会 の確保・充実 ★1	○ 参加	◎	◎	町						
	Ⅱ-1-⑤ 学校教育におけ る歴史文化遺産 に関する学習機 会の充実	○ 講師等	○	◎	町						
	Ⅱ-1-⑥ 社会教育におけ る歴史文化遺産 に関する学習機 会の充実	○ 講師等	○	◎	町						
	Ⅱ-1-⑦ 外国人を含めた来 訪者に配慮した学 び・体験する機会 の確保・充実		◎ 観光協 会等	◎	国 町 その他						
	Ⅱ-1-⑧ 歴史文化遺産に関 する情報の提供・ 発信★1		◎ 観光協 会等	◎	町 その他	多様な手段・情報媒体の活用					
2 個々の歴 史文化遺 産の保存 ・活用	Ⅱ-2-① 保存活用計画等 の策定 ★10	○ 関係権 利者	○	◎	国 町	青野山 整備基本計画等 保存活用計画 山陰道整備基本計画 その他の指定文化財・ 登録有形文化財など 文化的景観 ・調査、保存 計画					
	Ⅱ-2-② 重要伝統的建造 物群保存地区の 建造物の修理・ 修景、防災対策 及び活用 ★3	◎ 関係権 利者	◎ 活用	◎	国 県 町	カトリック教会保存・修理 旧鹿足郡役所保存修理 多胡家表門修理 その他保存修理・修景、防災対策及び活用の取組					
	Ⅱ-2-③ 旧堀氏庭園(土蔵 群、楽山荘)の保存 修理と活用 ★5	◎ 関係権 利者	◎ 活用	◎	国 県 町	小修理 小修理、活用整 備 楽山荘修理					
	Ⅱ-2-④ 笹ヶ谷鉱山跡等 の保存・活用 ★5	○ 関係権 利者	○	◎	町 その他	笹ヶ谷鉱山跡等の 保存・活用 その他鉱山跡 の保存・活用の 研究					

図5-2 「方針Ⅱ：歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開」に関する事業、実施主体、財源、実施時期

方針Ⅱに 基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期						
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度		中期 令和7年度～ 9年度(2027)	後期 令和10年度～ 12年度(2030)			
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024			
2 個々の歴史文化遺産の保存・活用	Ⅱ-2-⑤ 津和野城跡の整備・活用 ★3	○	◎活用	◎	国 県 町	出丸(石垣、石段)、登城路 本城二の丸(石垣)				本城三の丸(石垣)		
	Ⅱ-2-⑥ 城下町遺跡の保存・活用 ★3	○	○	◎	国 町							
	Ⅱ-2-⑦ 山陰道の整備・活用 ★6	○ 関係権 利者	◎活用	◎	国 県 町	野坂峠越:測量・実施設計、整備 ※整備基本計画 (令和3年度策定)		徳城峠越:測量・実施設計、整備		未指定区間を含めた調査等		
	Ⅱ-2-⑧ 津和野廿日市街道、津和野奥筋往還など歴史的な道の保存・活用 ★6	○ 詳しい 人など	◎活用	◎	町 その他	調査、保存・活用の研究						
	Ⅱ-2-⑨ 鷺原八幡宮の保存修理と活用★3	○ 関係権 利者	◎活用	◎	国 県 町	修理:令和10年度(2028)修理完了予定						
	Ⅱ-2-⑩ 亀井家墓所・永明寺の保存修理と活用 ★9	○ 関係権 利者	◎活用	◎	国 県 町	修理:本堂・庫裏屋根 調査・報告書作成		墓所・門・土塀修理、案内板等整備				
	Ⅱ-2-⑪ 青野山の調査・整備・活用 ★10	○	◎活用	◎	国 県 町	調査		整備 文化財、観光資源、歴史文化保存活用区域としての活用				
	Ⅱ-2-⑫ 登録有形文化財等の保存修理と活用 ★1	◎ 関係権 利者	○	◎	国 町	※方針Ⅱの柱2に属する「重要伝統的建造物群保存地区の建造物の保存修理、防災対策及び活用」を参照						
	Ⅱ-2-⑬ 指定文化財等の維持管理と保存修理(町又は所有者)及び活用 ★2・3	◎ 関係権 利者	◎活用	◎	国 県 町 その他	維持管理 保存修理及び活用、態勢確保(毀損等への対応)						
	Ⅱ-2-⑭ 民俗芸能の継承及び公開 ★4・7	○	◎	◎	国 町							
	Ⅱ-2-⑮ 文化的景観(高津川)の調査及び保存への対応 ★4	○	○	◎	町 関係 市 町					文化的景観 ・調査、保存計 画		益田市、吉賀町 と連携した選定 への準備
	Ⅱ-2-⑯ 歴史文化遺産の指定・登録・選定、追加指定及び整備・活用への対応 ★3・5・7・8・10	○ 関係権 利者	◎活用	◎	国 町	日本遺産構成文化財等の調査・保護、整備・活用 堀家文書、旧川園、廿日市街道、乙女峠、美術工 芸品などの調査・保護、整備・活用への対応						
	Ⅱ-2-⑰ 歴史文化遺産(追加指定された場合を含む)の公有化への対応 ★9	○ 関係権 利者	○	◎	国 町							
	Ⅱ-2-⑱ 保存(収蔵)施設の整備			◎	国 町	保存(収蔵)施設の開設に関する調査・研究				整備・活用		

図5-2「方針Ⅱ：歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開」に関する事業、実施主体、財源、実施時期

方針Ⅱに 基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期					
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度		中期 令和7年度～ 9年度(2027)		後期 令和10年度～ 12年度(2030)	
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024		
3 歴史文化 遺産の危機 管理と 防災・防災	Ⅱ-3-① 歴史文化遺産の危機 管理のマニュアル等 の作成 ★3	○	○	◎	町					重伝建地区における 防災マニュアルの作成 防災・防犯等の前提と なるアーカイブの整備	マニュアルの充実、 活用 ■■■■■■■■■■ その他、防災マニ ュアル等の作成
	Ⅱ-3-② 重要伝統的建造物 群保存地区におけ る防災対策 ★3	◎	◎	◎	国 町	防災計画に基づく防災対策の実施 ■■■■■■■■■■ 防災等の拠点の整備(既存建物の保存・活用など)					
	Ⅱ-3-③ 歴史文化遺産の危機 管理に関する情報の 提供	○	○	◎	町						
	Ⅱ-3-④ 歴史文化遺産の防 災訓練の実施	◎	◎	◎	町						
	Ⅱ-3-⑤ 歴史文化遺産を通 じた災害や防災を 学ぶ機会の確保	○	○	◎	国 町						
	Ⅱ-3-⑥ 歴史文化遺産の危 機管理の体制づくり	◎	◎	◎	—					■■■■■■■■■■ モデル地区などでの体制づくり⇒各 地区(地域)、全町への展開	
4 歴史文化 遺産をつ なぎ生か す(関連文 化財群、 日本遺産)	Ⅱ-4-① 歴史文書から継承 した関連文化財群 の体験機会の確保 ★3・5・6	○	◎	◎	国 町					モデル的な周遊コース の設定・整備	体験機会の拡 充
	Ⅱ-4-② 日本遺産の活用 ★7・8	○	◎	◎	国 町					日本遺産構成文化財 等の調査・保護、活用	
	Ⅱ-4-③ 新たな関連文化財 群の設定		○	◎	—						■■■■■■■■■■
5 文化の薫 り高い地 域づくり (歴史文化 保存活用 区域)	Ⅱ-5-① 歴史文書を継承し た歴史文化保存活 用区域における事 業の展開 ★9・10	○	◎	◎	国 町					旧城下町・亀井家墓所、 青野山 旧堀氏庭園など	■■■■■■■■■■ その他の歴史文 化保存活用区 域での事業の 展開
	Ⅱ-5-② 新たな歴史文化保 存活用区域の設定		○	◎	—						■■■■■■■■■■
	Ⅱ-5-③ 津和野町景観計画 (景観法)を活用し た景観づくり	◎	○	◎	—						
	Ⅱ-5-④ 観光拠点づくり事 業 ★5・8	○	◎	◎	国 町					観光拠点の整備→活 用	VRの充実、活 用
	Ⅱ-5-⑤ 歴史文化遺産を生 かした観光・交流や まちづくりの促進	○	◎	◎	町 その 他					津和野町観光協会(観 光ガイドらぶ)の支 援と連携 文化財に関わる団 体の支援と連携	
	Ⅱ-5-⑥ 歴史文化遺産を通 じた地域間の情報 交換や連携の機 会の確保 ★2・4・6・9		○	◎	町 その 他						

図5-2 「方針Ⅱ：歴史文化遺産の保存・活用とまちづくりへの展開」に関する事業、実施主体、財源、実施時期

### 第3節 「方針Ⅲ：歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり」に関する事業 ～歴史文化遺産の保存・活用の推進体制等～

本節では、第4章第2節に示した歴史文化遺産の保存・活用に関わる3つの方針のうち、「Ⅲ：歴史文化遺産の保存・活用を支える地域総がかりの人・体制と仕組みづくり」に関する各々の柱ごとに、推進体制に関わる事業を設定する。

特に本節において記述するのは、前期において着手・実施を目指すべき事業（継続・拡充事業を含む）の具体的な内容であり、重点プロジェクト（第6章を参照されたい）である「1 歴史文化遺産の保存・活用の地域総がかり体制（態勢）づくりプロジェクト」に位置づけている事業は、相互に関連づけて一体的かつ強力に実施する。

また、中期・後期において着手・実施を目指すべき事業については、前期における事業の進捗及び財政の状況などを考慮し、それらの実施に努めることとする。

#### 1 「情報提供の体制（態勢）づくり」に関する事業

歴史文化遺産の保存・活用に関する住民・地域活動団体等の意識や理解を高めるため、多様な情報媒体を活用しつつ、分かりやすく関心を持ってもらえる情報提供の体制づくりやスキルアップを行う。

<事業>

##### ①歴史文化遺産に関する情報提供の体制（態勢）の整備

- ・住民や町外の人々に歴史文化遺産に関する情報提供を行うため、各担当（埋蔵文化財・史跡、建築、歴史など）の連絡・調整（チーム会議等）を確実にする。
- ・情報提供のスキルアップのため、視察・研修、学習機会を確保する。

#### 2 「住民・民間団体の参加・協働を進める仕組みづくり」に関する事業

住民等が主体的に参加する歴史文化遺産の調査や保存・活用の仕組みをつくるとともに、住民・地域活動団体、事業者、津和野町などがそれぞれの適切な役割分担のもとに連携・協働する。

また、歴史文化遺産の保存・活用に関する各種施策の推進主体となる民間団体（文化財保存活用支援団体）の指定やその育成と併せて、住民・地域活動団体等を含めた町全体の連携体制（パートナーシップ）をつくる。

<事業>

##### ①住民等が参加する歴史文化遺産の調査の体制づくり

- ・歴史文化遺産の調査に協力・参加する地元調査員の確保・登録を進めるとともに、研修の機会を確保する。
- ・住民等による歴史文化遺産に関わる情報提供、及び津和野町による連絡・確認体制などの仕組みを充実させる。

##### ②文化財保存活用支援団体等の指定、育成

- ・津和野町と民間との連携のもとに歴史文化遺産を保存・活用していくため、文化財保存活用支援団体（民間団体）を指定し支援する。
- ・文化財保存活用支援団体の候補：NPO法人（例：旧堀氏庭園を守り活かす会）、一般社団法人（例：津和野まちばぐみ、島根県建築士会）など

- ・行政である津和野町とともに、歴史的風致の維持及び向上に取り組む民間の主体である歴史的風致維持向上支援法人の設立や指定について準備する。

### ③町全体の連携体制（パートナーシップ）づくり

- ・歴史文化遺産の保存・活用に関わる団体等、自治会等の地域活動団体が、情報交換や連携する場・機会を確保する。
- ・上記の場・機会は、まずは町教育委員会が事務局となって確保するが、活動が一定の軌道に乗った段階で、参加する団体等が事務局を担うことができるよう町教育委員会が支援を行う。

## 3 「歴史文化遺産の保存・活用を支える人づくり・まちづくり」に関する事業

子どもたちを含め住民等の歴史文化遺産への理解や意識の醸成に向け、町教育委員会の体制を整備するとともに、歴史文化遺産や郷土の歴史に関して学校教育や社会教育の場で伝えることができる住民等を確保・育成する。

また、歴史文化遺産を守り生かす担い手の確保・育成に努めるとともに、協働やまちづくり活動の展開を促進する。

### <事業>

#### ①町教育委員会における歴史文化遺産に関わる教育・啓発の体制（態勢）整備

- ・学校での歴史文化遺産に関わる教育を推進するため、職員を確保・育成する。
- ・出前講座などに対応できる職員を確保・育成する。

#### ②歴史文化遺産に関わる教育・啓発を担う住民等の確保・育成

- ・学校教育や社会教育において講師を担うことができる人材（住民等）を確保・育成する。

#### ③民俗芸能、伝統行事などを担う人材の確保・育成、団体の支援

- ・民俗芸能、伝統行事などを担う人材を確保・育成するとともに、関係団体を支援する。
- ・民俗芸能、伝統行事などを担う団体の連携を支援するとともに、全町的な組織づくりに努める。
- ・郷土への愛着や将来の担い手としての意識が自然な形で醸成されることを目指して、子どもの頃から民俗芸能、伝統行事に参加する機会を積極的に設ける。

#### ④歴史文化遺産の保存（保存管理）を担う地域活動団体等の支援

- ・歴史文化遺産の保存（保存管理）を担う地域活動団体等を支援する。

#### ⑤歴史文化遺産を生かした観光・交流やまちづくりの支援

- ・歴史文化遺産を生かした観光・交流やまちづくりを進めるため、津和野町観光協会（観光ガイドくらぶ）を支援する。
- ・歴史文化遺産に関わる団体（津和野まちなみ保存会、津和野の自然と歴史を守る会、日原郷土史研究会、津和野地域文化協会、旧堀氏庭園を守り活かす会、津和野まちばぐみ等）、歴史文化遺産に関わる地域活動団体等を支援する。

#### ⑥観光ガイド等の養成・活動支援

- ・津和野町観光協会（観光ガイドくらぶ）や歴史文化遺産に関わる団体との連携のもとに、観光ガイドなどを養成する。

#### ⑦歴史文化遺産の保存・活用の専門的な組織づくり・人材の確保と活動支援

- ・重要伝統的建造物群保存地区において歴史文化遺産の保存・活用を担う「津和野まちばぐみ」を支援する。
- ・歴史文化遺産の保存・継承に関わる技術・技能の継承や担い手の確保に努める。

#### ⑧歴史文化遺産の保存・活用に関わる連携体制づくり

- ・各種団体等の連絡調整会議、交流機会を確保する。
- ・住民や各種団体等が連携して歴史文化遺産に関わるイベントなどが展開できるよう体制づくり（実行委員会など）を支援する。

※前記「歴史文化遺産の危機管理の体制づくり」及び「地域（町）全体の連携体制（パートナーシップ）づくり」と連動

### 4 「学識経験者・専門家、大学等研究機関などとの連携」に関する事業

歴史文化遺産の調査、保存修理、計画策定などにおいては、学識経験者・専門家、大学等研究機関などと連携する。

また、歴史文化遺産を効果的に活用するため、観光・交流やまちづくり、情報提供・発信などに関わる専門家等の協力・支援の確保や人的ネットワークづくりに努める。

#### <事業>

##### ①専門分野別の学識経験者・専門家、大学等研究機関などの把握と連携

- ・歴史文化遺産の保存・活用を進めるため、専門分野別の学識経験者・専門家、研究機関などを把握し、連絡や相談、支援が得られるネットワークを構築する。

### 5 「庁内や関係機関等と連携」に関する事業

歴史文化遺産の保存・活用に向け、関連する津和野町の庁内部局の連携体制を強化する。

また、歴史文化遺産の保存・活用に関する必要な助言・支援がうけられるよう国・県等関係機関との連携を強化する。

#### <事業>

##### ①歴史文化遺産保存・活用連絡調整会議（仮称）の設置

- ・町教育委員会が事務局となって歴史文化遺産保存・活用連絡調整会議（仮称）を設置し、関係する部署（教育委員会、商工観光課、建設課、総務財政課、つわの暮らし推進課、農林課など）が連携・協力して、歴史文化遺産の保存・活用を効果的に進められるようにする。

##### ②国・県等関係機関との連携の強化

- ・歴史文化遺産の保存・活用に関する相談・支援を的確に受けられるようにするため、国・県等の関係機関と緊密に連携する。

### 6 「文化財行政の体制（態勢）の充実」に関する事業

文化財行政を担っている町教育委員会の体制を充実させ、職員の資質を向上させる。

#### <事業>

##### ①文化財行政の組織・人員体制の充実

- ・文化財行政が的確かつ円滑に進むよう人員体制を充実させる。具体的には、文化財の各専門分野における正規職員・会計年度任用職員の配置、発掘調査の作業員の確保、文化財調査に関する地元調査員の確保、文化財調査に関する関係団体との連携（例…古文書の調査における「古文書の会」の参加）などが考えられる。
- ・津和野町文化財調査研究室（仮称）や埋蔵文化財センター（仮称）の設置及びその体制整備について調査・研究し、実現に向けた準備を進める。

## ②文化財行政に関わる職員等の研修の充実

- ・文化財行政に関わる職員等の資質の向上やスキルアップに向け、研修機会を確保し充実させる。

文化財及び文化行政と関係する部署、文化財に関係する組織・団体等は表 5-3 に示すとおりである。

表 5-3 津和野町の文化財の保存・活用に関する体制

区分・組織等	主な内容など	人員等	
津和野町 教育委員会	文化財係	文化財の保存・活用に関すること	職員：4人
	津和野町郷土館	館の管理運営に関すること	職員：1人（文化財係と兼務）
	日原歴史民俗資料館	館の管理運営に関すること	職員：1人（兼務）
	森鷗外記念館	館の管理運営に関すること	職員：1人
	津和野今昔館	館の管理運営に関すること	職員：1人（兼務）
	公民館 ・中央公民館2 （日原、津和野） ・公民館10	館の管理運営に関すること	
津和野町	商工観光課 （津和野町日本 遺産センター）	商工・観光業の振興に関すること 館の管理運営に関すること	
	建設課	施設管理、建設、農林土木等に関すること	
	総務財政課 （危機管理室）	防災に関すること	
津和野町文化財保護審議会	審議事項：町指定文化財の保存及び活用に関する重要事項	委員6人	
その他関係団体	一般社団法人津和野町観光協会		
	一般社団法人津和野まちばぐみ		
	特別認可法人津和野町商工会		
	NPO法人旧堀氏庭園を守り活かす会		
	津和野まちなみ保存会		
	津和野町民俗芸能保存協会		
	津和野の歴史と自然を守る会		
	日原郷土史研究会		
	津和野地域文化協会		
	島根大学		考古学、歴史学
	山口大学		考古学、歴史学
	鳥取大学		歴史学
	広島大学		文化財学
	和歌山大学		史跡
	立命館大学		防災
	大阪電気通信大学		建築学
立正大学		考古学	
奈良文化財研究所		史跡整備、建築調査	

方針Ⅲに 基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期														
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度		中期 令和7年度～ 9年度(2027)		後期 令和10年度～ 12年度(2030)										
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024											
1 情報提供 の体制 (態勢)づ くり	Ⅲ-1-① 歴史文化遺産に関 する情報提供の体 制(態勢)の整備			◎	—														充実・強化	
	Ⅲ-2-① 住民等が参加する 歴史文化遺産の 調査の体制づくり	◎ 調査員	○	◎	—														充実・強化	
	Ⅲ-2-② 文化財保存活用 支援団体の指定、 育成	○	◎ 団体	◎	町	候補団体、役割などの検討											団体の指定、支 援			
2 住民・民 間団体の 参加・協 働を進め る仕組み づくり	Ⅲ-2-③ 町全体の連携体 制(パートナーシ ップ)づくり ★1	○	◎	◎	—														充実・強化	
	3 歴史文化 遺産の保 存・活用を 支える人 づくり・ま ちづくり	Ⅲ-3-① 教育委員会にお ける歴史文化遺産 に関わる教育・啓 発の体制(態勢)整 備	○	○	◎	町														
		Ⅲ-3-② 歴史文化遺産に関 わる教育・啓発を 担う住民等の確 保・育成	◎	○	◎	町														
Ⅲ-3-③ 民俗芸能、伝統行 事などを担う人材 の確保・育成、団 体の支援 ★4・7		○	◎ 団体	◎	国 町															
Ⅲ-3-④ 歴史文化遺産の 保存(保存管理)を 担う地域活動団体 等の支援 ★1		○	○	◎	町															
Ⅲ-3-⑤ 歴史文化遺産を生か した観光・交流やま ちづくりの支援 ★1		○	○	◎	町 その 他															
Ⅲ-3-⑥ 観光ガイド等の養 成・活動支援★1		○	◎	◎	町 その 他															
Ⅲ-3-⑦ 歴史文化遺産の保 存・活用の専門的 組織づくり・人材の 確保と活動支援★1		○ 技能 者等	◎	◎	町 その 他															
Ⅲ-3-⑧ 歴史文化遺産の 保存・活用に関わ る連携体制づくり		○	◎	◎	—	※方針Ⅱの柱3に属する「文化財の危機管理の体制づくり」 及び方針Ⅲの柱2に属する「町全体の連携体制(パートナ ーシップ)づくり」と一体的な取組														

図5-3「方針Ⅲ：歴史文化遺産の保存・活用の支える地域総ぐるみの人・体制と仕組みづくり」に関する事業、実施主体、財源、実施時期 (1/2)

方針Ⅲに基づく柱	事業	事業の主体等			財源	実施の時期													
		◎:主体 ○:支援・協力				前期 令和3年度～6年度			中期 令和7年度～ 9年度(2027)		後期 令和10年度～ 12年度(2030)								
		住民	地域	町		2021	2022	2023	2024										
4 学識経験者・専門家、大学等研究機関などとの連携	Ⅲ-4-① 専門分野別の学識経験者・専門家、大学等研究機関などの把握と連携			◎	—														
5 庁内や関係機関等との連携の強化	Ⅲ-5-① 歴史文化遺産保存・活用連絡調整会議(仮称)の設置 ★1・3			◎	—														
	Ⅲ-5-② 国・県等関係機関との連携の強化			◎	—														
6 文化財行政の体制の充実	Ⅲ-6-① 文化財行政の組織・人員体制の充実			◎	町														
	Ⅲ-6-② 文化財行政に関わる職員等の研修の充実			◎	町														

図 5-3 「方針Ⅲ：歴史文化遺産の保存・活用の支える地域総ぐるみの人・体制と仕組みづくり」に関する事業、実施主体、財源、実施時期 (2/2)